

一般社団法人日本救急看護学会 学会雑誌への論文投稿および学会雑誌掲載論文の 利益相反の申告と開示について

日本救急看護学会編集委員会

一般社団法人日本救急看護学会では、「日本救急看護学会における利益相反（COI）に関する指針」とその「細則」が策定されました。この指針と細則に従い、本学会雑誌への論文投稿に際しては、筆頭著者および共著者全員について、当該論文に関わる利益相反（以下、COI）状態を自己申告していただくことが必要です。

以下に、その具体的な内容、方法について示します。

1. 論文に関する利益相反の申告と対象者

1) 利益相反の申告

当該論文に関わる COI 状態を投稿時に本会事務局を通じて編集委員会に申告（投稿オンラインシステム内の e-form より申告）してください。また、論文内に「利益相反」の欄を設けて記載してください。

2) 対象者

対象者は、筆頭著者および共著者全員です。

2. 申告内容

申告内容は、「日本救急看護学会における利益相反（COI）に関する指針」の【4. 申告すべき事項】、および『「日本救急看護学会における利益相反に関する指針」の細則』の【（発表・講演等における届出および届出事項の公開）第 2 条 第 3 項】に示される COI に関する事項です。

当該論文における COI 状態について、投稿時から遡って過去 1 年以内における当該論文に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体に関する利益相反について申告して下さい。本学会において自己申告が必要な事項と金額を下記のように定めます。

職員・顧問職	自己申告する者が、当該論文に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体への職員、顧問職としての就任の有無と該当する企業・団体名。
報酬・特許使用料など	当該論文に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体から、年間 100 万円以上の顧問職の報酬および特許使用料等を受け取った場合の有無と該当する企業・団体名。
株式等配当、株式・出資金等持ち分	自己申告する者が、当該論文に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体の株式等で得られた利益（配当等）が年間 100 万円以上ある場合、あるいは当該企業の全株式の 5% 以上を保有している場合の有無と該当する企業・団体名。

講演料	自己申告する者および自己申告する者と生計を一にする親族が、当該論文に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体から、50万円以上の講演料を受け取った場合の有無と該当する企業・団体名。
原稿料	自己申告する者および自己申告する者と生計を一にする親族が、当該論文に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体から原稿料として100万円以上受け取った場合の有無と該当する企業・団体名。
受託研究費 (治験)	自己申告する者および自己申告する者と生計を一にする親族が、当該論文に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体から200万円以上の受託研究費(治験)・寄付金等を受け取った場合の有無、および該当する企業・団体名、研究機関、支払予定時期(これは当該論文に関連しない研究も含みます)。
研究助成金 (寄付金)	
専門的証言・ 助言等の報酬	自己申告する者および自己申告する者と生計を一にする親族が、当該論文に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体から100万円以上の専門的証言・助言等への報酬として受け取った場合の有無と該当する企業・団体名。
贈答品等	自己申告する者および自己申告する者と生計を一にする親族が、当該論文に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体から、10万円以上の贈答品等を受け取った場合の有無と該当する企業・団体名。

(※本申告書は、申告の日から2年間保管されます)

3. 申告方法

本学会での投稿論文に際しては、論文を投稿オンラインシステムから投稿する筆頭著者もしくは責任著者は、投稿時の e-form テックリストへの回答してください。共著者は、オンラインシステムから配信されるメールに従って、e-form より個別に申告してください。

4. COI 自己申告に関する編集委員会への報告

申告された著者の利益相反(COI)状態は、事務所担当者が確認し、担当理事および編集委員長に報告します。担当理事および編集委員長は、COIの疑いを生じた場合に、第12条(COIの疑いを生じた場合の措置)に則り、代表理事に報告します。

5. COI に関する疑義が生じた場合の編集委員会の対応

編集委員会は、「日本救急看護学会における利益相反(COI)に関する指針」に反すると
の疑義が生じた場合、以下のように対応します。

【掲載前の論文】

- ①当該論文の査読、および掲載を差し止めます。
- ②投稿者に対して速やかに、その理由を付して通知します。

【掲載後の論文】

論文掲載後に「日本救急看護学会における利益相反(COI)に関する指針」に反していることが判明した場合、学会誌上に編集委員長名でその旨を公知します。

